平成２４年（フ）第４８１号
札幌市手稲区稲穂２条２丁目５番１―102号
債務者　高野　充弘
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６０１号
札幌市白石区菊水元町６条２丁目７番13号リバーサイドトクラ206号
債務者　大山美智子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６１号
群馬県高崎市上並榎町150番地１
債務者　久下　克也
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第６４号
群馬県高崎市旭町４番地２　市住232号
債務者　小野里美隆
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第８１号
埼玉県所沢市大字牛沼142番地の６　グリーンパレスＥ―202、前住所埼玉県所沢市大字牛沼290番地の８　ミルトプレッソ202
債務者　加藤　千恵
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１９０号
埼玉県所沢市大字山口5002番地の３　27―２―105
債務者　中澤　優子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３号
北海道滝川市滝の川町東２丁目13番１―4002号
債務者　西村　　博
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第４号
北海道滝川市滝の川町東２丁目13番１―4002号
債務者　西村　房枝
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
北海道滝川市屯田町西３丁目４番26号
債務者　内田千佳子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
北海道滝川市黄金町東１丁目15番37号ハイツコガネ107号室
債務者　小林　信久
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
新潟市東区新石山１丁目４番地１　ナイスフェロー伊藤101号
債務者　今井　友博
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８７号
新潟市西区青山新町29番地18
債務者　安達　　浩
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６号
香川県高松市中間町886番地４　木村アパート２階南端
債務者　四宮　恵美（旧姓庄司）
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第７８号
香川県高松市太田上町967番地５
債務者　前田　有里
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第６１号
釧路市川端町３番22号　第３睦マンション２号室
債務者　白井　良子（旧姓伊与部）
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第５６０号
横浜市鶴見区東寺尾東台９番23号　赤井コーポ101号室
債務者　北崎　功治
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１４号
横浜市港南区港南２丁目17番27号　港南マンション204
債務者　田中　美朱
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部